

● 振替加算

老齢厚生年金又は障害厚生年金等の受給権者には、当該年金額に配偶者に係る「加給年金額」が加算される場合があります。ただ、この「加給年金額」は、当該配偶者が65歳に到達すると支給停止になりますが、代わって、当該配偶者の老齢基礎年金に一定額を加算することとしています。これが「振替加算」と言われるものです。

(「振替加算」の対象者の要件)

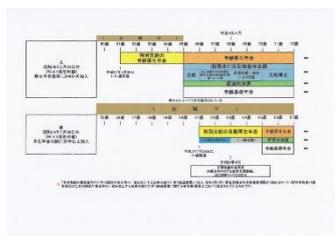
- ・大正15年4月2日以後昭和41年4月1日までの間に生まれた老齢基礎年金の受給権者であること。
- ・65歳に達した日において、老齢厚生年金又は障害厚生年金等の受給権者によって生計を維持されていること。
- ・65歳に達した日の前日において、老齢厚生年金又は障害厚生年金等の受給権者の「加給年金額」の計算の基礎となっていたこと。

(「加給年金額」を受給している者の要件)

- ・老齢厚生年金(その計算の基礎となる被保険者期間の月数が原則として240以上である者に限る)又は退職共済年金(その計算の基礎となる組合員期間の月数が240以上である者に限る)の受給権者であること。
- ・障害厚生年金又は障害共済年金の受給権者であること。ただし、同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権者(つまり、障害等級1級又は2級の受給権者)に限ります。

(留意点)

- ① 「振替加算」の対象者が老齢厚生年金(その計算の基礎となる被保険者期間の月数が原則として240以上である者に限る)、退職共済年金(その計算の基礎となる組合員期間の月数が240以上である者に限る)等の受給権者である場合には、「振替加算」の加算は行いません。
- ② 「振替加算」が行われた老齢基礎年金は、当該受給権者が障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の支給を受けることができるときは、その間、「振替加算」は支給停止されます。
- ③ 下記図表は、「加給年金額」の解説の際に掲示したのですが、上記(「振替加算」の対象者の要件)からすると、本来であれば、妻が65歳になって老齢基礎年金の受給権を取得した場合、合わせて「振替加算」が行われるところですが、妻の老齢厚生年金の計算の基礎となる被保険者期間の月数が240以上で、上記(留意点)①に該当することから、それに従い「振替加算」の対象としていません。[PDF](#)をご覧ください。



(「振替加算」対象者の生年月日ごとの支給額一覧表)

ご覧のように、若い世代ほど低い額になります。ご参照下さい。

振替加算額算出一覧表(令和4年度)

配偶者の生年月日											乗率	223,800 B				
											A	B × A(1円未満四捨五入)				
大正	15	年	4	月	2	日	～	昭和	2	年	4	月	1	日	1.000	223,800
昭和	2	年	4	月	2	日	～	昭和	3	年	4	月	1	日	0.973	217,757
昭和	3	年	4	月	2	日	～	昭和	4	年	4	月	1	日	0.947	211,939
昭和	4	年	4	月	2	日	～	昭和	5	年	4	月	1	日	0.920	205,896
昭和	5	年	4	月	2	日	～	昭和	6	年	4	月	1	日	0.893	199,853
昭和	6	年	4	月	2	日	～	昭和	7	年	4	月	1	日	0.867	194,035
昭和	7	年	4	月	2	日	～	昭和	8	年	4	月	1	日	0.840	187,992
昭和	8	年	4	月	2	日	～	昭和	9	年	4	月	1	日	0.813	181,949
昭和	9	年	4	月	2	日	～	昭和	10	年	4	月	1	日	0.787	176,131
昭和	10	年	4	月	2	日	～	昭和	11	年	4	月	1	日	0.760	170,088
昭和	11	年	4	月	2	日	～	昭和	12	年	4	月	1	日	0.733	164,045
昭和	12	年	4	月	2	日	～	昭和	13	年	4	月	1	日	0.707	158,227
昭和	13	年	4	月	2	日	～	昭和	14	年	4	月	1	日	0.680	152,184
昭和	14	年	4	月	2	日	～	昭和	15	年	4	月	1	日	0.653	146,141
昭和	15	年	4	月	2	日	～	昭和	16	年	4	月	1	日	0.627	140,323
昭和	16	年	4	月	2	日	～	昭和	17	年	4	月	1	日	0.600	134,280
昭和	17	年	4	月	2	日	～	昭和	18	年	4	月	1	日	0.573	128,237
昭和	18	年	4	月	2	日	～	昭和	19	年	4	月	1	日	0.547	122,419
昭和	19	年	4	月	2	日	～	昭和	20	年	4	月	1	日	0.520	116,376
昭和	20	年	4	月	2	日	～	昭和	21	年	4	月	1	日	0.493	110,333
昭和	21	年	4	月	2	日	～	昭和	22	年	4	月	1	日	0.467	104,515
昭和	22	年	4	月	2	日	～	昭和	23	年	4	月	1	日	0.440	98,472
昭和	23	年	4	月	2	日	～	昭和	24	年	4	月	1	日	0.413	92,429
昭和	24	年	4	月	2	日	～	昭和	25	年	4	月	1	日	0.387	86,611
昭和	25	年	4	月	2	日	～	昭和	26	年	4	月	1	日	0.360	80,568
昭和	26	年	4	月	2	日	～	昭和	27	年	4	月	1	日	0.333	74,525
昭和	27	年	4	月	2	日	～	昭和	28	年	4	月	1	日	0.307	68,707
昭和	28	年	4	月	2	日	～	昭和	29	年	4	月	1	日	0.280	62,664
昭和	29	年	4	月	2	日	～	昭和	30	年	4	月	1	日	0.253	56,621
昭和	30	年	4	月	2	日	～	昭和	31	年	4	月	1	日	0.227	50,803
昭和	31	年	4	月	2	日	～	昭和	32	年	4	月	1	日	0.200	44,760
昭和	32	年	4	月	2	日	～	昭和	33	年	4	月	1	日	0.173	38,717
昭和	33	年	4	月	2	日	～	昭和	34	年	4	月	1	日	0.147	32,899
昭和	34	年	4	月	2	日	～	昭和	35	年	4	月	1	日	0.120	26,856
昭和	35	年	4	月	2	日	～	昭和	36	年	4	月	1	日	0.093	20,813
昭和	36	年	4	月	2	日	～	昭和	37	年	4	月	1	日	0.067	14,995
昭和	37	年	4	月	2	日	～	昭和	38	年	4	月	1	日	0.067	14,995
昭和	38	年	4	月	2	日	～	昭和	39	年	4	月	1	日	0.067	14,995
昭和	39	年	4	月	2	日	～	昭和	40	年	4	月	1	日	0.067	14,995
昭和	40	年	4	月	2	日	～	昭和	41	年	4	月	1	日	0.067	14,995

(参考までに)

「令和4年度の公的年金額等の端数処理(主要なもの)」を掲載([Excel](#))しておきます。

振替加算額算出一覧表(令和5年度)

配偶者の生年月日		基準額 (B)	乗率(A)	228,100 228,700 B × A(1円未満四捨五入)
大正 15 年 4 月 2 日	昭和 2 年 4 月 1 日	1,000		228,100
昭和 2 年 4 月 2 日	昭和 3 年 4 月 1 日	0.973		221,941
昭和 3 年 4 月 2 日	昭和 4 年 4 月 1 日	0.947		216,011
昭和 4 年 4 月 2 日	昭和 5 年 4 月 1 日	0.920		209,852
昭和 5 年 4 月 2 日	昭和 6 年 4 月 1 日	0.893		203,693
昭和 6 年 4 月 2 日	昭和 7 年 4 月 1 日	0.867		197,763
昭和 7 年 4 月 2 日	昭和 8 年 4 月 1 日	0.840		191,604
昭和 8 年 4 月 2 日	昭和 9 年 4 月 1 日	0.813		185,445
昭和 9 年 4 月 2 日	昭和 10 年 4 月 1 日	0.787		179,515
昭和 10 年 4 月 2 日	昭和 11 年 4 月 1 日	0.760		173,356
昭和 11 年 4 月 2 日	昭和 12 年 4 月 1 日	0.733		167,197
昭和 12 年 4 月 2 日	昭和 13 年 4 月 1 日	0.707		161,267
昭和 13 年 4 月 2 日	昭和 14 年 4 月 1 日	0.680		155,108
昭和 14 年 4 月 2 日	昭和 15 年 4 月 1 日	0.653		148,949
昭和 15 年 4 月 2 日	昭和 16 年 4 月 1 日	0.627		143,019
昭和 16 年 4 月 2 日	昭和 17 年 4 月 1 日	0.600		136,860
昭和 17 年 4 月 2 日	昭和 18 年 4 月 1 日	0.573		130,701
昭和 18 年 4 月 2 日	昭和 19 年 4 月 1 日	0.547		124,771
昭和 19 年 4 月 2 日	昭和 20 年 4 月 1 日	0.520		118,612
昭和 20 年 4 月 2 日	昭和 21 年 4 月 1 日	0.493		112,453
昭和 21 年 4 月 2 日	昭和 22 年 4 月 1 日	0.467		106,523
昭和 22 年 4 月 2 日	昭和 23 年 4 月 1 日	0.440		100,364
昭和 23 年 4 月 2 日	昭和 24 年 4 月 1 日	0.413		94,205
昭和 24 年 4 月 2 日	昭和 25 年 4 月 1 日	0.387		88,275
昭和 25 年 4 月 2 日	昭和 26 年 4 月 1 日	0.360		82,116
昭和 26 年 4 月 2 日	昭和 27 年 4 月 1 日	0.333		75,957
昭和 27 年 4 月 2 日	昭和 28 年 4 月 1 日	0.307		70,027
昭和 28 年 4 月 2 日	昭和 29 年 4 月 1 日	0.280		63,868
昭和 29 年 4 月 2 日	昭和 30 年 4 月 1 日	0.253		57,709
昭和 30 年 4 月 2 日	昭和 31 年 4 月 1 日	0.227		51,779
昭和 31 年 4 月 2 日	昭和 32 年 4 月 1 日	0.200		45,740
昭和 32 年 4 月 2 日	昭和 33 年 4 月 1 日	0.173		39,565
昭和 33 年 4 月 2 日	昭和 34 年 4 月 1 日	0.147		33,619
昭和 34 年 4 月 2 日	昭和 35 年 4 月 1 日	0.120		27,444
昭和 35 年 4 月 2 日	昭和 36 年 4 月 1 日	0.093		21,269
昭和 36 年 4 月 2 日	昭和 37 年 4 月 1 日	0.067		15,323
昭和 37 年 4 月 2 日	昭和 38 年 4 月 1 日	0.067		15,323
昭和 38 年 4 月 2 日	昭和 39 年 4 月 1 日	0.067		15,323
昭和 39 年 4 月 2 日	昭和 40 年 4 月 1 日	0.067		15,323
昭和 40 年 4 月 2 日	昭和 41 年 4 月 1 日	0.067		15,323

⇒既裁定者の基準額
⇒新規裁定者の基準額

一のところが境に、昭和31年4月1日以前生まれの妻の場合は、既裁定者の基準額(228,100円)を用いて算出され、昭和31年4月2日以後生まれの妻の場合は、新規裁定者の基準額(228,700円)を用いて算出されることになります。

※1 新規裁定者とは、新規裁定者たる受給権者が「基準年度※2」前にある場合を言います。既裁定者とは、既裁定者たる受給権者が「基準年度※2」以後にある場合を言います。「基準年度」とは、受給権者が65歳に達した日の属する年度の初日(4/1)の属する年の3年後の年の4月1日の属する年度のことです。

例えば、昭和31年4月1日生まれの者の場合では、当該者が65歳に達するのは令和3年3月31日であり、その属する年度の初日である令和2年4月1日の3年後の4月1日とは令和5年4月1日となり、従って令和5年度が「基準年度」となります。つまり、「基準年度」において68歳に達している場合であれば「基準年度」以後となり、達していなければ「基準年度」前となります。当該者の場合、令和6年3月31日つまり令和5年度中に68歳に達しているため、「基準年度」以後となり、既裁定者となるわけです。

※2

※1

(参考までに)

「令和5年度の公的年金額等の端数処理(主要なもの)」を掲載(Excel)しておきます。

振替加算額算出一覧表(令和6年度)

配偶者の生年月日		基準額(B)	234,100	⇒昭和31年4月1日以前生まれの人の基準額	
		乗率(A)	234,800	⇒昭和31年4月2日以後生まれの人の基準額	
		B×A(1円未満四捨五入)			
大正	15年4月2日	～	昭和2年4月1日	1.000	234,100
昭和	2年4月2日	～	昭和3年4月1日	0.973	227,779
昭和	3年4月2日	～	昭和4年4月1日	0.947	221,693
昭和	4年4月2日	～	昭和5年4月1日	0.920	215,372
昭和	5年4月2日	～	昭和6年4月1日	0.893	209,051
昭和	6年4月2日	～	昭和7年4月1日	0.867	202,965
昭和	7年4月2日	～	昭和8年4月1日	0.840	196,644
昭和	8年4月2日	～	昭和9年4月1日	0.813	190,323
昭和	9年4月2日	～	昭和10年4月1日	0.787	184,237
昭和	10年4月2日	～	昭和11年4月1日	0.760	177,916
昭和	11年4月2日	～	昭和12年4月1日	0.733	171,595
昭和	12年4月2日	～	昭和13年4月1日	0.707	165,509
昭和	13年4月2日	～	昭和14年4月1日	0.680	159,188
昭和	14年4月2日	～	昭和15年4月1日	0.653	152,867
昭和	15年4月2日	～	昭和16年4月1日	0.627	146,781
昭和	16年4月2日	～	昭和17年4月1日	0.600	140,460
昭和	17年4月2日	～	昭和18年4月1日	0.573	134,139
昭和	18年4月2日	～	昭和19年4月1日	0.547	128,053
昭和	19年4月2日	～	昭和20年4月1日	0.520	121,732
昭和	20年4月2日	～	昭和21年4月1日	0.493	115,411
昭和	21年4月2日	～	昭和22年4月1日	0.467	109,325
昭和	22年4月2日	～	昭和23年4月1日	0.440	103,004
昭和	23年4月2日	～	昭和24年4月1日	0.413	96,683
昭和	24年4月2日	～	昭和25年4月1日	0.387	90,597
昭和	25年4月2日	～	昭和26年4月1日	0.360	84,276
昭和	26年4月2日	～	昭和27年4月1日	0.333	77,955
昭和	27年4月2日	～	昭和28年4月1日	0.307	71,869
昭和	28年4月2日	～	昭和29年4月1日	0.280	65,548
昭和	29年4月2日	～	昭和30年4月1日	0.253	59,227
昭和	30年4月2日	～	昭和31年4月1日	0.227	53,141
昭和	31年4月2日	～	昭和32年4月1日	0.200	46,960
昭和	32年4月2日	～	昭和33年4月1日	0.173	40,620
昭和	33年4月2日	～	昭和34年4月1日	0.147	34,516
昭和	34年4月2日	～	昭和35年4月1日	0.120	28,176
昭和	35年4月2日	～	昭和36年4月1日	0.093	21,836
昭和	36年4月2日	～	昭和37年4月1日	0.067	15,732
昭和	37年4月2日	～	昭和38年4月1日	0.067	15,732
昭和	38年4月2日	～	昭和39年4月1日	0.067	15,732
昭和	39年4月2日	～	昭和40年4月1日	0.067	15,732
昭和	40年4月2日	～	昭和41年4月1日	0.067	15,732
※1	<p>←のところに境に、昭和32年4月1日以前生まれの妻の場合は、既裁定者の基準額(234,100円)を用いて算出され、昭和32年4月2日から昭和41年4月1日までが誕生日の妻の場合は、新規裁定者の基準額(234,800円)を用いて算出されることとなります。ただし、※3をご確認下さい。</p> <p>新規裁定者とは、新規裁定者たる受給権者が「基準年度※2」前にある場合を言います。 既裁定者とは、既裁定者たる受給権者が「基準年度※2」以後にある場合を言います。</p>				
※2	<p>「基準年度」とは、受給権者が65歳に達した日の属する年度の初日(4/1)の属する年の3年後の年の4月1日の属する年度のことです。</p> <p>例えば、昭和32年4月1日生まれの者の場合では、当該者が65歳に達するのは令和4年3月31日であり、その属する年度の初日である令和3年4月1日の3年後の4月1日とは令和6年4月1日となり、従って令和6年度が「基準年度」となります。つまり、「基準年度」において68歳に達している場合であれば「基準年度」以後となり、達していなければ「基準年度」前となります。当該者の場合、令和7年3月31日つまり令和6年度中に68歳に達しているため、「基準年度」以後となり、既裁定者となるわけです。</p>				
※3	<p>※1のところ述べているのはあくまでも、令和5年度における年金額の改定(つまり、物価・賃金ともに上昇し、しかも物価変動率<名目手取り賃金変動率となった場合で、既裁定者については物価変動率を、新規裁定者については名目手取り賃金変動率が適用されるという原則的な改定ルールに基づくもの)が、令和6年度においても採用された場合のことであって、令和6年度における年金額の改定は、物価・賃金ともに上昇したものの物価変動率>名目手取り賃金変動率となっており、既裁定者・新規裁定者いずれについても名目手取り賃金変動率が適用されるという例外的な改定ルールが採用されたこと、令和6年度において既裁定者の仲間入りとなった昭和31年4月2日から昭和32年4月1日生まれの人については、物価変動率ではなく名目手取り賃金変動率が依然適用されることになりました。⇒従って、基準額(B)欄の昭和31年4月2日以後生まれの人の基準額である234,800円を基に算出されています。</p>				

(参考までに)

「令和6年度の公的年金額等の端数処理(主要なもの)」を掲載(Excel)しておきます。

振替加算額算出一覧表(令和7年度)

配偶者の生年月日		基準額	238,600	⇒昭和31年4月1日以前生まれの人の基準額 ⇒昭和31年4月2日以後生まれの人の基準額	
		(B)	239,300		
		乗率(A)	B×A(1円未満四捨五入)		
大正	15年4月2日	~	昭和2年4月1日	1.000	238,600
昭和	2年4月2日	~	昭和3年4月1日	0.973	232,158
昭和	3年4月2日	~	昭和4年4月1日	0.947	225,954
昭和	4年4月2日	~	昭和5年4月1日	0.920	219,512
昭和	5年4月2日	~	昭和6年4月1日	0.893	213,070
昭和	6年4月2日	~	昭和7年4月1日	0.867	206,866
昭和	7年4月2日	~	昭和8年4月1日	0.840	200,424
昭和	8年4月2日	~	昭和9年4月1日	0.813	193,982
昭和	9年4月2日	~	昭和10年4月1日	0.787	187,778
昭和	10年4月2日	~	昭和11年4月1日	0.760	181,336
昭和	11年4月2日	~	昭和12年4月1日	0.733	174,894
昭和	12年4月2日	~	昭和13年4月1日	0.707	168,690
昭和	13年4月2日	~	昭和14年4月1日	0.680	162,248
昭和	14年4月2日	~	昭和15年4月1日	0.653	155,806
昭和	15年4月2日	~	昭和16年4月1日	0.627	149,602
昭和	16年4月2日	~	昭和17年4月1日	0.600	143,160
昭和	17年4月2日	~	昭和18年4月1日	0.573	136,718
昭和	18年4月2日	~	昭和19年4月1日	0.547	130,514
昭和	19年4月2日	~	昭和20年4月1日	0.520	124,072
昭和	20年4月2日	~	昭和21年4月1日	0.493	117,630
昭和	21年4月2日	~	昭和22年4月1日	0.467	111,426
昭和	22年4月2日	~	昭和23年4月1日	0.440	104,984
昭和	23年4月2日	~	昭和24年4月1日	0.413	98,542
昭和	24年4月2日	~	昭和25年4月1日	0.387	92,338
昭和	25年4月2日	~	昭和26年4月1日	0.360	85,896
昭和	26年4月2日	~	昭和27年4月1日	0.333	79,454
昭和	27年4月2日	~	昭和28年4月1日	0.307	73,250
昭和	28年4月2日	~	昭和29年4月1日	0.280	66,808
昭和	29年4月2日	~	昭和30年4月1日	0.253	60,366
昭和	30年4月2日	~	昭和31年4月1日	0.227	54,162
昭和	31年4月2日	~	昭和32年4月1日	0.200	47,860
昭和	32年4月2日	~	昭和33年4月1日	0.173	41,399
昭和	33年4月2日	~	昭和34年4月1日	0.147	35,177
昭和	34年4月2日	~	昭和35年4月1日	0.120	28,716
昭和	35年4月2日	~	昭和36年4月1日	0.093	22,255
昭和	36年4月2日	~	昭和37年4月1日	0.067	16,033
昭和	37年4月2日	~	昭和38年4月1日	0.067	16,033
昭和	38年4月2日	~	昭和39年4月1日	0.067	16,033
昭和	39年4月2日	~	昭和40年4月1日	0.067	16,033
昭和	40年4月2日	~	昭和41年4月1日	0.067	16,033
※1	←のところに、昭和33年4月1日以前生まれの妻の場合は、既裁定者の基準額(238,600円)を用いて算出され、昭和33年4月2日から昭和41年4月1日までが誕生日の妻の場合は、新規裁定者の基準額(239,300円)を用いて算出されることとなります。ただし、※3をご確認下さい。				
※2	新規裁定者とは、新規裁定者たる受給権者が「基準年度※2」前にある場合を言います。 既裁定者とは、既裁定者たる受給権者が「基準年度※2」以後にある場合を言います。 「基準年度」とは、受給権者が65歳に達した日の属する年度の初日(4/1)の属する年の3年後の年の4月1日の属する年度のことです。 例えば、昭和33年4月1日生まれの者の場合では、当該者が65歳に達するのは令和5年3月31日であり、その属する年度の初日である令和4年4月1日の3年後の4月1日とは令和7年4月1日となり、従って令和7年度が「基準年度」となります。つまり、「基準年度」において68歳に達している場合であれば「基準年度」以後となり、達していなければ「基準年度」前となります。当該者の場合、令和3年3月31日つまり令和7年度中に68歳に達しているため、「基準年度」以後となり、既裁定者となるわけです。				
※3	※1のところで述べているのはあくまでも、令和5年度における年金額の改定(つまり、物価・賃金ともに上昇し、しかも物価変動率<名目手取り賃金変動率となった場合で、既裁定者については物価変動率を、新規裁定者については名目手取り賃金変動率が適用されるという原則的な改定ルールに基づくもの)が、令和6(7)年度においても採用された場合のことであって、令和6(7)年度における年金額の改定は、物価・賃金ともに上昇したものの物価変動率>名目手取り賃金変動率となつて、既裁定者・新規裁定者いずれについても名目手取り賃金変動率が適用されるという例外的な改定ルールが採用されたことで、令和6(7)年度において既裁定者の仲間入りとなった昭和31(32)年4月2日から昭和32(33)年4月1日生まれの人については、物価変動率ではなく名目手取り賃金変動率が依然適用されることになりました。⇒従って、基準額(B)欄の昭和31年4月2日以後生まれの人の基準額である239,300円を基に算出されています。				

(参考までに)

「令和7年度の公的年金額等の端数処理(主要なもの)」を掲載(Excel)しておきます。